2 労働コストと雇用

外部労働市場における需給のマッチングは、コア人材や一部の高度な職種を別にすれば、賃金というシグナルに依存する部分が大きい。その意味で、人材の有効活用にとって賃金の柔軟性は重要である。しかし、税・社会保障負担が課されることで、企業の直面する労働コストと労働者の手取り賃金にかい離が生ずる。また、賃金の低廉な労働者については、最低賃金制度によって直接的に賃金水準が影響を受けることもある。こうした政策的な要因が、雇用にどのような影響を及ぼすのかを検討する。

(1)税・社会保険料と雇用

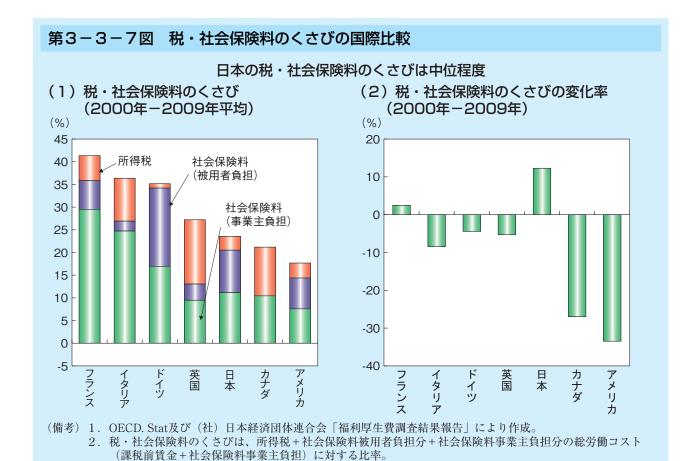
最初に、賃金に対する税・社会保障負担の大きさが、雇用に及ぼす影響を考える。ここで鍵となる概念が、第1節でも触れた「税・社会保障負担のくさび」である。これについては、主に「税・社会保障負担のくさび」の家計所得への影響を分析するため OECD により国際比較データが公表されているが、今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる我が国でも、十分注意が必要な論点である。

(日本の税・社会保険料のくさびは主要国のなかでは低いものの、水準は上昇傾向)

企業が労働者を一人雇う際、労働者に直接支払う賃金に社会保険料の事業主負担分を加えたものが費用となるが(「総労働コスト」)、労働者は賃金から所得税、社会保険料の被用者負担分(現金給付を控除したネットの概念)を除いた部分しか手に入らない。両者のギャップ、すなわち所得税と社会保険料(被用者と事業主の負担分の合計)が「税・社会保険料のくさび(tax wedge)」であり、その拡大は雇用を抑制する方向に働くことが懸念される。

「税・社会保険料のくさび」は世帯類型や所得水準によって異なるので、一定の類型の世帯を想定し、所得は雇用者の平均とした上で、主要国における「くさび」の大きさ(総労働コストに占める割合)を比較しよう(第3-3-7図(1))。その結果は、国による違いが大きく、2割程度から4割程度の範囲に分布している。我が国は25%前後であり、アメリカ、カナダより高いが、欧州主要国と比べると低い。内訳では、「くさび」が大きい国では社会保険料の事業主負担のウエイトが高い傾向がある。我が国の特徴は、所得税が少なく、社会保険料の被用者負担(現金給付が控除されていることに注意)と事業主負担がほぼ半分ずつになっている点であるが、ドイツも同様の形となっている。一方、所得税のウエイトが高い国としては英国が挙げられる。

次に、主要国の「税・社会保険料のくさび」の変化を2000年と2009年の対比で見てみよう(第3-3-7図(2))。2000年代、主要国においては、アメリカやカナダのように大幅に低下し



ているところやフランス、ドイツ、英国のようにほとんどその水準が変わっていない国のいずれかであるなか、我が国だけが2000年代にその水準を大きく上げており、2000年を100とすると我が国の2009年の水準は110を上回る水準となっている。我が国においては、高齢化の進展に伴う社会保険料負担の増加に加え、定率減税の廃止29が行われたこと等が要因として考えられる。

4. 既婚者、子供二人、親の一人が賃金を得ている家庭で、所得水準が雇用者平均に位置する雇用者を基準とし

(「税・社会保険料のくさび」の拡大は失業率を上昇させる懸念)

3. 社会保険料被用者負担は、政府現金扶助を減算。

た。

前述したように、「税・社会保険料のくさび」の拡大は、企業にとっての労働コストを高めることで、雇用を抑制するおそれがある³⁰。もっとも、マクロ的な雇用、あるいは失業の状況は、景気動向を始めとして様々な要因の影響を受ける。そうした点を勘案しつつ、ここでは、OECD 諸国のデータによって「くさび」と失業率の関係を調べてみよう。

最初に、各国における「くさび」と失業率の関係をプロットしてみる(第3-3-8図(1))。 失業率としては、OECD が公表している「調整失業率」から、GDP ギャップの動きで説明さ

^{(29) 2006}年に定率減税の縮小、2007年に定率減税の廃止が行われた。

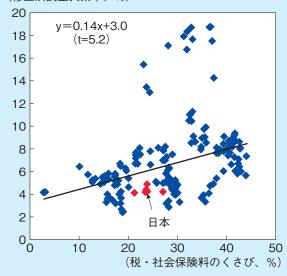
⁽³⁰⁾ 詳しくは、OECD (2007) "OECD Employment Outlook 2007" を参照。

第3-3-8図 税・社会保険料のくさびと失業率

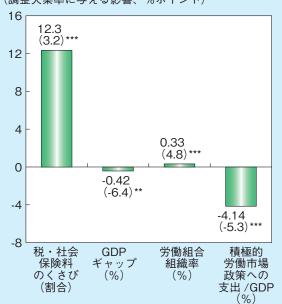
税・社会保険料のくさびと失業率には正の関係

(1) 修正済調整失業率と税・社会保険料のくさび

(修正済調整失業率、%)



(2) 調整失業率と各説明変数の係数 (調整失業率に与える影響、%ポイント)



(備考) 1. OECD. Statにより作成。

- 2. OECD加盟国のうち24か国の2001年から2007年度のデータを使用したパネルデータ分析の結果をもとに作成。
- 3. ハウスマン検定の結果、固定効果モデルを採用。
- 4. 有意性の「***」、「**」、「*」はそれぞれ1%、5%、10%で有意。
- 5. 調整失業率はOECDのHarmonized Unemployment Rateを使用しており、修正済調整失業率とは、GDP ギャップで修正した調整失業率である。
- 6. 税・社会保険料のくさびは、所得税+社会保険料被用者負担分+社会保険料事業主負担分の総労働 コスト (課税前賃金+社会保険料事業主負担)に対する比率。社会保険料被用者負担は、政府現金扶助を減算。 既婚者、子供二人、親の一人が賃金を得ている家庭で、所得水準が雇用者平均に位置する雇用者を基準と した。

れる部分を除いたものを用いる。GDPギャップは景気動向を反映しているので、その要因を除いた失業率は、一種の構造的失業率である。結果は、予想されたように、「くさび」が大きくなるほど、こうして得られた失業率が高まるという関係になっている。

次に、その他の要因も含めて検討するため、パネルデータを用いた分析を行う。具体的には、「くさび」、GDP ギャップに加え、労働組合組織率、積極的労働市場政策(ALMP)への支出の GDP 比で失業率の説明を試みた(第3-3-8図(2))。労働組合組織率は、生産性以上に賃金水準を高めようとする圧力の大きさを示しており 3 、これが高い場合は雇用コストの上昇をもたらし、失業率にプラスに寄与することが想定される。また、ALMP 支出の GDP 比は、労働市場におけるマッチング成功率を高め、失業率にマイナスの影響があると想定される。分析の結果は、いずれも予想された方向に寄与しており、「税・社会保険料のくさび」の拡大は失業率を押し上げる方向に働くことが示唆された 3 2。

(31) 理論上の説明であり、実際には、労働組合が必ずしも生産性以上に賃金水準を高めようとするとは限らない。

(我が国では法定福利費割合はパートの求人数に影響)

前記の分析は、「税・社会保険料のくさび」が OECD 諸国間における失業率の構造的な違いに影響を及ぼしていることを示すものであるが、その結果から直ちに我が国での税・社会保険料の動向の雇用へのインプリケーションを導くことは難しい。実際、我が国におけるマクロの雇用者数、あるいは失業率の時系列的な変動は、景気動向で説明される部分が非常に大きく³³、仮に所得税率や社会保険料の変化が影響を持つとしても、限界的な部分にとどまると考えられる。

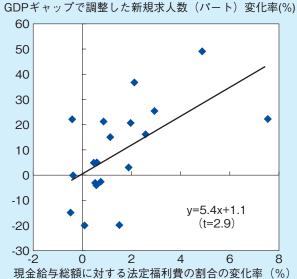
こうした点を踏まえ、ここでは、社会保険料の動きとパート労働者の新規求人の関係に絞って分析をしてみよう。まず、(社)日本経済団体連合会「福利厚生費調査結果報告」を利用し、様々な社会保険料を含む概念である、「法定福利費」の推移を確認する(第3-3-9図(1))。それによれば、90年以降、法定外福利費の水準がほとんど変化しない一方で、法定福利費の水準が年々増加する傾向にあることが分かる。その結果、現金給与総額に対する法定福利費の割

第3-3-9図 日本企業における新規求人数の決定要因

法定福利費の変動がパートタイムの新規求人数に影響

(1)日本の法定福利費と法定外福利費 (千円) (%) 140 14 現金給与総額に対する 法定福利費 (目盛右) 120 12 法定外福利費 法定福利費 100 10 現金給与総額に対する 法定外福利費 (旧成者 80 8 60 6 40 4 20 2 0 0 98 00 02 04 08 (年)

(2) 調整新規求人数 (パート) と法定福利費の変化率



- (備考) 1. 厚生労働省「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」及び独日本経済団体連合会「福利厚生費調査結果報告」 により作成。
 - 2. (2) は1991年度から2009年度のデータ。新規求人数(パート)を現金給与総額に対する法定福利費の割合の変化率、経常利益の変化率、GDPギャップの変化率、現金給与総額の変化率で重回帰し、GDPギャップで調整した新規求人数(パート)を算出。
 - 3. 新規求人数は事業所規模が1,000人以上のデータ。

注

- 4. 法定福利費は、健康保険・介護保険、厚生年金保険、雇用保険(日雇を除く)・労働者災害補償保険(石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含む)、児童手当、その他(船員保険の保険料、労基法上の法定補償費、石炭鉱業年金基金への拠出金)のうち、企業が負担する費用。
- (32) ここでは「くさび」の負担の側面に焦点を当てて分析を行ったが、社会保険料が雇用に与える影響を、より厳密に分析するに当たっては、社会保険制度が安定した雇用環境の整備や労働者の将来の生活の安定に資することなどを含め、様々な角度から総合的に検証することが重要である。
- (33) 第3-3-1図(2)「構造的失業率の推移」より、構造的失業率の変動は大きくないことが確認できる。

合(以下、「法定福利費割合」)も上昇が続いている。

それでは、法定福利費割合の上昇は、パート労働者の新規求人数にどのような影響を及ぼしているのだろうか(第3-3-9図(2))。分析に当たっては、法定福利費が(社)日本経済団体連合会加盟企業のデータであるため、従業員1000人以上の大企業による新規求人数を用いた。新規求人数は景気の影響を強く受けるため、前記の分析と同様に、GDP ギャップの変動で説明できる部分を除いた上で、法定福利費割合との関係をプロットすると、予想どおり右上がりの関係が見いだされた。

なお、経常利益を含めてより詳細な分析を行っても、こうした関係が確認できる。一方、パートを含む新規求人数全体で同様の分析を行うとこうした関係は見いだされない。したがって、本分析からは法定福利費割合が上昇すると企業の求人を正社員からパートへシフトさせていることが示唆される³⁴。その背景として、通常の就労者のおおむね3/4以上の労働時間のパート労働者以外は健康保険・厚生年金保険の被保険者とされていないことから、パート労働者の法定福利費が相対的に安いことも指摘できよう³⁵。

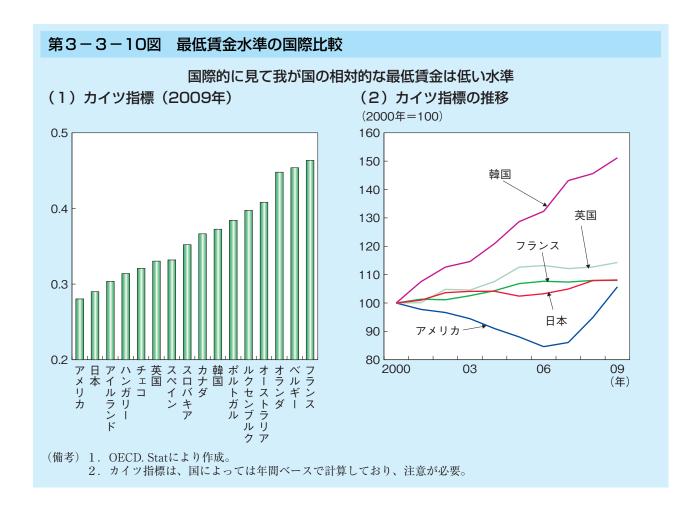
(2) 最低賃金の雇用への影響

最低賃金制度は、労働者の賃金の最低額を保障する仕組みであるが、それが実際の効果を持つ場合、雇用の構成や総量に対する影響も考えられる。さらに、最近では、一部に最低賃金の引上げに、スウェーデンのレーン・メイドナー・モデル(全国的な「連帯賃金」の設定による低生産性分野から高生産性分野への労働移動)のような効果を期待する向きもある。以下では、我が国の最低賃金の水準を評価した上で、雇用に及ぼす影響を検討する。

(国際的に見て我が国の相対的な最低賃金は低い水準)

我が国の地域別最低賃金(以下「最低賃金」)は、2011年6月時点での全国加重平均%は730円となっている。最低賃金の水準は、国の審議会が示す目安を基に、各地方で決める方式であるがが、近年、我が国の最低賃金が低いとの指摘がなされるなか、一部地域における生活保護との逆転を解消する観点などから、最低賃金法に基づき各県において引上げが行われてきている。それでは、我が国の最低賃金の水準は国際比較の観点ではどう評価できるのだろうか。最低賃金は実際の賃金との相対的な大きさに意味があるので、平均的な賃金との比(「カイツ指標」)に着目する。ただし、いわゆる最低賃金制度が存在しない国も少なくない。主要国では

- (34) ただし、法定福利費と雇用形態の関係を、より厳密に分析するためには、賃金水準や解雇規制などのパート労働者の雇用に影響を与える様々な要因を勘案し、さらに詳細な検証を行っていくことが重要である。
- (35) 厚生労働省が実施した「平成18年パートタイム労働者総合実態調査」によれば、パート労働者を雇用する理由として「人件費が割安なため」を挙げた事業所のうち、特に割安だと思う内容として、法定福利費は、賃金、賞与、退職金に次ぎ、4番目に多かった。
- (36) 地域別最低賃金の全国加重平均(適用労働者ベース)。なお、我が国には産業別に設定される最低賃金もあるが、ここでは地域別最低賃金を取り上げる。
- (37) 各都道府県労働局長が地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定を行う。



ドイツやイタリア、さらに北欧諸国などがこれに当たる。これらの国では労働協約で事実上の 最低賃金が決められているが、ここでの国際比較の対象には含まれないことに注意が必要であ る。

2009年における OECD 諸国のカイツ指標を見ると、フランス、ベルギーやオランダでは4割を超える一方、アメリカや日本は3割程度となっている(第3-3-10図(1))。我が国の水準は国際比較の結果からは低いことが確認される。全体的な傾向としては、上記のような大陸欧州諸国を中心に高めとなっており、アメリカ、アイルランド、英国といった英語圏諸国、ハンガリーやチェコなどの中東欧諸国では低めであるといえよう。

我が国の最低賃金を巡る議論でしばしば引き合いに出されるのが、アメリカにおける最低賃金引上げの動きである。この点を含め、いくつかの国で最低賃金が2000年代にどう変化したかを調べてみよう(第3-3-10図(2))。それによれば、確かにアメリカでは2007年以降、カイツ指標が急上昇しているが、それ以前においては長期間名目ベースで据え置かれたため、カイツ指標が下落していたことが分かる。また、この間、韓国では急テンポの上昇となったが、日本、フランス、英国でも緩やかな上昇を示している。我が国におけるカイツ指標の上昇には、最低賃金水準の上昇とともにデフレ状況から脱することができなかったことも影響していると考えられる。一般に、最低賃金は実際の賃金以上に下方硬直的となりがちなためである。

(最低賃金の引上げは女性の非正規比率に影響)

最低賃金の水準が雇用に及ぼす影響は論争的なテーマであり、内外において様々な議論がな されてきた。標準的な考え方としては、労働市場が完全競争的で、仮に均衡賃金以上に最低賃 金を設定すれば、需要の減少を招き、雇用量は減少する。一方、労働市場が完全競争的ではな く、買手が独占的に支配しているような場合、最低賃金の引上げは、雇用量を減少させること なく雇用者所得が増加するのみならず、雇用者余剰に対する労働者余剰が相対的にも増加する ため、格差是正への貢献も期待される。

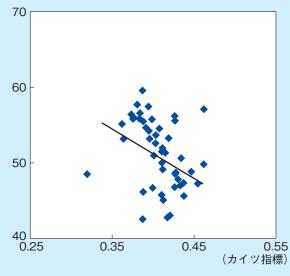
最低賃金の変更により直接的な影響があるとすれば、最低賃金に近い賃金で働いている雇用 者と考えられる。そこで、女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合(以下、「非正規比率」) に着目して、カイツ指標との関係を調べよう。手始めに、2007年時点での都道府県別データを プロットすると、カイツ指標が高いほど非正規比率が低いという関係が観察される(第3-3-11図(1))。こうした関係の存否について、長期にわたるパネルデータを用いて分析した ところ、カイツ指標の上昇は非正規比率にマイナスに働くことが確かめられた(第3-3-11

第3-3-11図 最低賃金水準と非正規比率

最低賃金の引上げは女性の非正規比率に影響

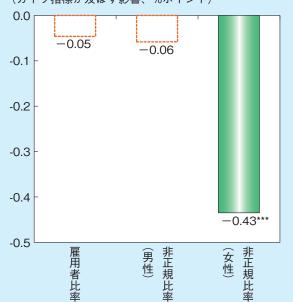
(1) カイツ指標と女性の非正規雇用者比率(2007年)

(非正規比率、%)



(2)カイツ指標と雇用者

(カイツ指標が及ぼす影響、%ポイント)



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」により作成。 2. (2) は、1982年から2007年までのデータを使用したパネルデータ分析の結果をもとに作成。グラフの数値 はカイツ指標が変化した際の雇用者比率又は非正規比率の変化幅 (α1) を表している。

 $\Delta L = \alpha_0 + \alpha_1 \times \Delta \pi + \sum_{k=0}^{\infty} \alpha_k \times D_k$

L:雇用者比率(雇用者/人口)又は非正規比率(非正規/雇用者)

 π :カイツ指標、D:時点ダミー

3. 数字右上の「***」は、有意水準1%で有意、破線は、有意な結果が得られなかったことを示している。

図 (2))。このことから、最低賃金の水準が高まると、相対的に賃金の低い女性の非正規雇用が影響を受けることが分かる³⁸。

一方、同様の分析を男性の非正規比率に適用しても、最低賃金の変化の影響は検出されなかった。さらに、人口に占める雇用者全体の比率についても影響を受けなかった。したがって、最低賃金の水準を引き上げても、雇用全体を削減するほどの影響は生じず、女性の非正規雇用が他の種類の雇用にシフトすると考えられる。もっとも、これは平均賃金と比べて十分に低い水準の最低賃金を前提とした結果であり、大幅な引上げがなされた場合には雇用全体が影響を受ける可能性もあることに注意が必要である。

(低賃金層の賃金底上げはサービス業の生産性上昇につながる可能性)

最低賃金水準の設定を巡る議論の一つに、マクロ的な労働生産性への影響に着目したものがある。すなわち、最低賃金を高めの水準に維持する国では、スキルの低い労働者を多く必要とする産業が衰退する一方、高賃金でスキルの高い労働者を集約的に使う産業が成長する。その結果、マクロ的な労働生産性が上昇するので、そのために最低賃金を引上げようという考え方である。第2章で見たように、製造業と比べ、非製造業は海外との競争が乏しく、生産性上昇へ向けた圧力が生じにくい。賃金水準への介入による高付加価値化への誘導は、その打開策として期待されているのであろう。

こうしたメカニズムが働く可能性について、OECD 諸国のデータで調べてみよう。その際、データの不足を補うために、カイツ指標ではなく、労働者の所得10分位階級において、第1分位の最上位者の所得を所得の中央値で除した値(以下、「疑似カイツ指標」という)を利用する(第3-3-12図(1))。前述のように、最低賃金制度が存在しない国も少なくないが、そうした国では労働協約に基づく類似の仕組みが存在し、第1分位の所得を底上げする役割を担っている。「疑似カイツ指標」によって、このような国も含めた効果を捉えることができる。実際、最低賃金制度が存在する国の場合、カイツ指標が高ければ疑似カイツ指標も高い傾向があり、後者が前者の代わりとなり得ることを示している39。また、存在しない国ではスウェーデンやフィンランドなど北欧の国で疑似カイツ指標が高水準であることが分かる。

以上の準備の上で、サービス業と製造業の生産性格差⁴⁰と疑似カイツ指標の関係を調べると、 疑似カイツ指標が高い国、すなわち低賃金層の賃金が相対的に高めに維持されている国では、 サービス業の相対的な生産性が高い傾向が見いだされる(第3-3-12図(2))。これは、必 ずしも因果関係を示すものではないが、最低賃金水準の引上げによるマクロ的な労働生産性の 向上という戦略の可能性を示しているともいえる。ただし、仮にそうした戦略が成り立つとし

⁽³⁸⁾ 川口・森(2009) において、最低賃金の上昇は中年既婚女性の雇用の減少をもたらすことが示されている。

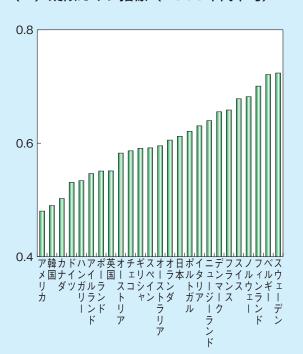
⁽³⁹⁾ ただし、日本に関しては、カイツ指標が国際的に低いにもかかわらず、疑似カイツ指標は中程度の高さとなっている。

⁽⁴⁰⁾ ここではサービス業と製造業の労働生産性格差から、実質 GDP 並びに GDP ギャップの動きで説明される部分を除いたものを用いる。

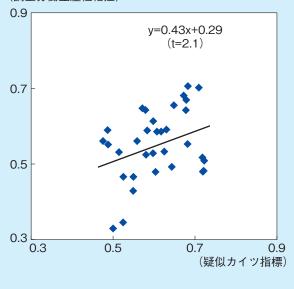
第3-3-12図 賃金格差と労働生産性

低賃金層の賃金底上げはサービス業の生産性上昇につながる可能性

(1) 疑似カイツ指標(2000年代平均)



(2) 疑似カイツ指標と調整労働生産性格差 (調整労働生産性格差)



(備考) 1. OECD. Stat により作成。

- 2. 疑似カイツ指標とは、P1/P5の値。詳細は本文を参照。
- 3. P1は、収入階層別で第1十分位の労働者の収入の上限。P5は、収入階層別の中位数。
- 4. (2) については、以下の式で1990年から2009年のデータを用いて、パネル推計を行い、2005年の疑似カイツ指標と調整労働生産性格差をプロットしたもの。 調整労働生産性格差とは、サービス業と製造業の労働生産性格差から、実質 GDP 及び GDP ギャップの動

きで説明される部分を除いたもの。 データについては一部期間において欠損があることに留意。図は2005年のデータを示す。

 $L = \alpha_0 + \alpha_1 \times \pi + \alpha_2 \times GDP + \alpha_3 \times GAP$

L:労働生産性比率(サービス/製造業)

 $\pi: P1/P5$

GDP: 一人当たり実質 GDP

GAP: GDP ギャップ(1990年~2009年)

ても、それが政策の割当てとして適切かどうかは疑問が残る。最低賃金制度は、極端な賃金格差の是正や労働力の質的向上などのミクロ的な政策目標に割り当て、マクロ的な労働生産性の向上は、自由な競争環境の整備などの政策を別途構ずることを基本とすべきであろう。

3 イノベーションシステムと労働・資本市場

人的資本を蓄積し、それを最大限に活かしてイノベーションにつなげるには、各分野での個別の課題への対応だけでなく、経済全体がシステムとしてどう機能しているかを理解し、それとの整合性を保っていくことが重要である。こうした観点から、我が国のナショナルイノベーションシステムの特徴を、労働・資本市場等との関係に注目しつつ見いだし、求められる変化